

周南市立幼保連携型認定こども園条例制定について

周南市立幼保連携型認定こども園条例を次のように定める。

令和元年 12月 3日 提出

周南市長 藤井律子

周南市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
周南市立鹿野こども園	周南市大字鹿野上2800番地

(事業)

第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第9条各号に掲げる目標の達成に向けた教育及び保育に関する事業
- (2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし、市長が必要と認める事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園資格)

第4条 認定こども園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に入園の必要があると認めた者
(保育料)

第5条 保育料は、周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例
(令和元年周南市条例第 号) に定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 認定こども園の入園に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(周南市立幼稚園条例の一部改正)

3 周南市立幼稚園条例（平成15年周南市条例第89号）の一部を次のように改正する。
別表周南市立鹿野幼稚園の項を削る。

(周南市立保育所設置条例の一部改正)

4 周南市立保育所設置条例（平成15年周南市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表周南市立鹿野保育園の項を削る。